

規定している。

3.5.5 帳壁（令第62条の7）

（帳壁）

第62条の7 補強コンクリートブロック造の帳壁は、鉄筋で、木造及び組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）以外の構造耐力上主要な部分に緊結しなければならない。

本条は、帳壁は鉄筋で、鉄筋コンクリート造や補強コンクリートブロック造等の構造耐力上主要な部分に定着し、帳壁に働く面内、面外力に対して安全であるようにすることを規定している。

3.5.6 塀（令第62条の8）

（塀）

第62条の8 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。

(I) 本条は補強コンクリートブロック造を塀として使用する場合の高さ、壁の厚さ、配筋、控壁、鉄筋の定着及び基礎について規定している。ただし、大臣が定める構造計算（(2)参照）によって安全性を確かめた場合は、本条の規定は適用されない。また、塀の高さ1.2m以下の小規模のものは、控壁と基礎の丈と根入れ深さの規定は適用を除外されている。

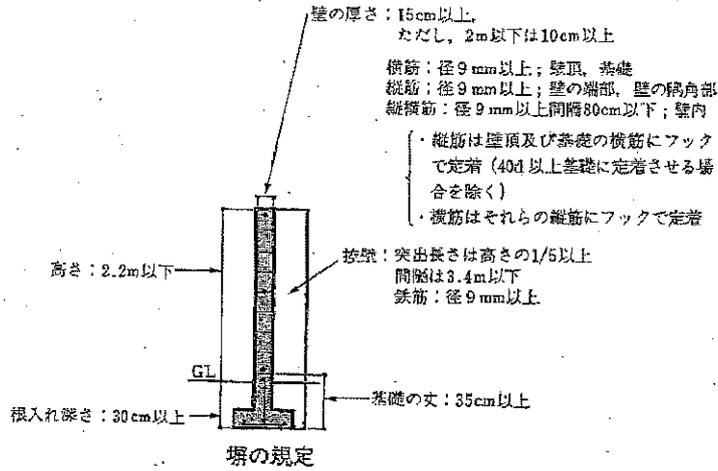


図3.5-3 補強コンクリートブロック造の塼の規定

告示 平12建告第1355号

補強コンクリートブロック造の塼の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件
 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の8ただし書の規定に基づき、補強コンクリート
 ブロック造の塼の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第62条の8ただし書に規定する補強コンクリートブロック
 造の塼の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 補強コンクリートブロック造の塼の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。
 - イ 令第87条第2項の規定に準じて計算した速度圧に、同条第4項の規定に準じて定めた風力係
 数を乗じて得た風圧力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
 - ロ 必要に応じ、風向と直角方向に作用する風圧力に対して構造耐力上安全であることを確かめ
 ること。
- 二 補強コンクリートブロック造の塼の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。
 - イ 補強コンクリートブロック造の塼の地上部分の各部分の高さに応じて次の表に掲げる式に
 よって計算した地震力により生ずる曲げモーメント及びせん断力に対して構造耐力上安全であ
 ることを確かめること。

曲げモーメント（単位 ニュートンメートル）	$0.4h C_{s_i} W$
せん断力（単位 ニュートン）	$C_{s_i} W$
この表において、 h 、 C_{s_i} 及び W は、それぞれ次の数値を表すものとする。 h 補強コンクリートブロック造の塼の地盤面からの高さ（単位 メートル） C_{s_i} 補強コンクリートブロック造の塼の地上部分の高さ方向の力の分布を表す係数で、計算しよう とする当該補強コンクリートブロック造の塼の部分の高さに応じて次の式に適合する数値 $C_{s_i} \geq 0.3Z \left(1 - \frac{h_i}{h}\right)$ この式において、 Z 及び h_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z 令第88条第1項に規定する Z の数値 h_i 補強コンクリートブロック造の塼の地上部分の各部分の地盤面からの高さ（単位 メートル） W 補強コンクリートブロック造の塼の固定荷重と積載荷重との和（単位 ニュートン）	

ロ 補強コンクリートブロック造の塀の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、補強コンクリートブロック造の塀の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。

$$k \geq 0.1 \left(1 - \frac{H}{40} \right) Z$$

この式において、 k 、 H 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

k 水平震度

H 補強コンクリートブロック造の塀の地下部分の各部分の地盤面からの深さ（20を超えるときは、20とする。）（単位 メートル）

Z 令第88条第1項に規定する Z の数値

(2) 平12建告第1355号は、令第62条の8ただし書の規定に基づき、補強コンクリートブロック造の塀の構造計算の基準を定めたものである。風圧力、地震力に関する構造計算は、同じく地表面から突出する構造物として高さ6mを超える煙突の規定（3.12参照）に準じたものである。